

対応方針の策定に関する調整会議等における検討（地域医療構想に関する理解促進） について（具体的な進め方）

地域医療構想の達成に向けて、各医療機関が2025年に向けた対応方針を策定し、各構想区域
地域医療構想調整会議若しくは病床機能分化連携推進部会（以下「調整会議等」という。）で議論を
促進していく必要があるが、そのためには、それぞれの医療機関が果たすべき役割等について、的
確に判断していく必要がある。

このことから、各医療機関が対応方針を策定するために、医療提供状況等に係る最新データを活
用し、下記のとおり進めてはどうか。

1 調整会議等における医療機関への説明

調整会議等に各医療機関の出席を求め、対応方針の策定に関し、説明を行う。

＜説明時における配布資料＞

○医療提供状況等に関する最新データ（診療実績や救急搬送実績等病床機能報告等から加工し
て作成したデータ）

将来患者推計、SCR、レセプト算定件数（H29年度病床機能報告データ）、DPCデータ、
平均搬送時間、人口推移、地理的状况、要介護者等数推計、介護サービス種類別受給者数推計

2 具体的な進め方

（1）趣旨説明（事務局）

（2）構想区域における現状と課題及び各医療機関の医療機能等を説明し、各区域における論点を 提示（地域医療構想アドバイザー）

※ 各医療機関の対応方針について検討することが可能な区域においては、（1）及び（2）の
説明の後、参加医療機関間での意見交換を実施することも可能とする。

この場合、配布資料を活用して、構想区域における課題や自施設の課題等を話し合い、各
医療機関の今後担うべき役割等について検討を行う。

※ 調整会議等への出席者は、原則として開設者又は管理者とする。なお、随行者についてはオ
ブザー参加とする。

3 その後の流れ

（1）対応方針の策定

各医療機関は、説明内容を踏まえ、定められた様式により、自施設における2025年に向
けた対応方針を策定する。（2019年8月頃を予定）

（2）調整会議等における協議

構想区域における現状と課題等を踏まえ、医療機関が策定した対応方針の内容について、調
整会議等で協議する。（2019年11月頃を予定）